

## 防災出前講座実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、防災意識及び地域防災力（国民保護を含む。）の向上を図るため、町が町民等の求めに応じ防災及び国民保護に関する講座を開講することにより、防災及び国民保護に関する情報を町民等に提供する防災出前講座の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 防災出前講座を受講できる者は、原則として町内に在住し、又は通勤し、若しくは通学している者10人以上で構成される団体及びグループ（以下「団体等」という。）とする。

### (講座内容)

第3条 防災出前講座の内容は、別に定める。

### (開講日時)

第4条 防災出前講座の開講は、原則として玄海町の休日に関する条例（平成2年玄海町条例第23号）第1条に規定する町の休日以外の日の午前9時から午後9時までの間に行うものとし、1講座の時間は2時間程度とする。ただし、これによることができない場合において、防災安全課が了承したときは、これ以外により開講することができるものとする。

### (開講場所等)

第5条 防災出前講座の開講場所は、原則として町内の職場及び公民館等の公共施設とする。ただし、これら以外の場所については、防災安全課と協議して決定するものとする。

2 会場の手配等は、防災出前講座を受講する団体等が行い、会場使用料等についても団体等の負担とする。

### (申込み)

第6条 防災出前講座の開講を希望する団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として出前講座開講希望日の2週間前までに、防災出前講座開講申出書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

### (回答)

第7条 町長は、前条の申込みがあったときは、防災出前講座を開講するかどうかを決定し、防災出前講座開講申込回答書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 町長は、出前講座を開講する場合において、必要な条件を付することができる。

(受講の制限)

第 8 条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を開講しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 防災出前講座の目的に反するとき。

(変更等の届出)

第 9 条 出前講座を開講する旨の回答を受けた者は、開催日時や開講場所、その他の申出事項に変更があったとき、又は受講を取り消すときは、直ちに町長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(開講決定の取消し)

第 10 条 町長は、災害のおそれがある場合等の防災出前講座を開講できない特段の事由が発生したときは、開講決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により開講決定を取り消したときは、防災出前講座開講申込回答書(様式第 2 号)により申込者に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により団体等が損失を受けても、町長はその責めを負わないものとする。

(費用)

第 11 条 講師派遣料は無料とする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 月 日から施行する。

様式第 1 号

防災出前講座開講申出書

年 月 日

(あて先) 玄海町長

団体等の名称  
代表者 住 所  
氏 名  
電 話  
メー ル

防災出前講座の開講を希望するので、次のとおり申し出ます。

開講希望日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
開 講 場 所	住所：玄海町大字 名称：
講 座 名	
受 講 者 数	
目 的	
備 考	

防災出前講座は、防災等の内容を説明するものであり、苦情や陳情の場ではないことを十分にご理解ください。

個人情報 は、防災出前講座の業務のみに使用します。

様式第 2 号

防災出前講座開講申出回答書

第 号  
年 月 日

様

玄海町長  
( 公 印 省 略 )

年 月 日付けで申出のありました防災出前講座の開講については、次のとおり回答します。

開 講 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
開 講 場 所	住所：玄海町大字 名称：
講 座 名	
回 答 の 区 分	1 開講します                      2 開講できません
開講する場合 の条件	
開講できない 場合の理由	